

貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)とは、標記に記載するレンタルガレージの使用契約を以下の条項により締結する。

第1条 甲は乙に対し標記表示の車輛を標記表示の場所に駐輪することを認める。

第2条 契約期間は、標記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙に於いて更新拒絶又は解約の意思表示をしない時には本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は標記表示金額とし、乙は標記表示の方法で前払いするものとする。

2. 1ヶ月の賃料は月単位で計算するとして期間が満たない場合でも有っても返金しないものとする。
3. 甲は公租公課の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更できる。
4. 賃料は甲の提携信販会社と契約後、自動引き落としとする。

第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2. 甲は、本契約終了後、乙が本レンタルガレージを甲に明け渡す時は、敷金の金額を無利息で乙に返済しなければならない。

ただし、本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差引くことが出来る。

第5条 乙は本レンタルガレージに標記に表示する駐輪車輛以外の車輛以外を駐輪することは出来ない。

第6条 本バイクガレージ内における乙の車輛の盗難、損傷、水害、滅失等、如何なる事故が発生しても、甲及び管理者は一切責任を負わないものとする。

第7条 甲の店舗改装等の事情により乙の車輛が駐輪できない時は乙に対して何ら補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第8条 契約にあたり道路交通法に準じた車輛とする。

2. 契約期間中に改造が行われ道路交通法に準じてなければ甲から解約の旨を通告する

第9条 本契約に伴う乙の権利は他へ譲渡または転貸は出来ないものとする。

第10条 乙またはその関係者(同乗者を含む)が故意または過失により本レンタルガレージの諸施設、若しくは他に駐輪中の車輛に損害を与えた時は、乙は直ちに、その損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第11条 乙は本レンタルガレージにおいて次の事を守らなければならない。

- ① 引火性物等その他の危険物は持ち込まない
- ② 場内で下記の取扱いを行わない
- ③ 車輛の出入りの際は駐輪位置、交通規則等の駐車場内の秩序に付いて管理者の

指示に従う

- ④ 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品販売、車両の修理等をしてはならない。
- ⑤ レンタルガレージ内での車輛等に転倒により損傷・や事故を起こした場合、直ちに甲または管理者へ届けなければならない。
- ⑥ バイクガレージ内で喫煙・飲食等を行ってはならない。

第12条 乙が次の各号の何れかに該当した時は、甲は、催告をせずに本契約を解除することができる。

この場合、乙は直ちに使用を辞めなければならない。

- ① 乙が賃料の支払いを2ヵ月分以上滞納したとき
- ② 近隣若しくは他の者に迷惑となるこいがあったとき
- ③ 他の車輛を甲に無許可で駐輪させたとき
- ④ 如何なることが有ってもモーターサイクルショップの駐車場は使用できない
- ⑤ その他本契約の条項の一に違反したとき

第13条 本契約期間中に甲または乙が本契約を解約しようとするときは、30日前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない

2、ぜんこうの規定にかかわらず、乙は、解約申込日から30日分の賃料相当額を支払う事により、即時に本契約を解約することができる。

第14条 この契約に定めない事項、並びに、この契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲乙誠意をもって協議しその解決にあたるものとする。